

法人後見における評価導入について

評価とは

評価とは、2000年前後に当時の厚生省が取り組んだ社会福祉基礎構造改革の中で、利用者本位の社会福祉制度確立のために打ち出した手法です。事業者が質の高い福祉サービスを提供しなければ、利用者からは選択されません。自己及び第三者による評価は、福祉サービスの質の向上を図るきっかけになる仕組みです。

社会福祉法第78条に「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、事業者の努力義務として規定されています。

私たちは、法人後見でも評価を導入し、一層質の高い後見サービスを提供したいと考えています。具体的な評価項目は、次のように決めました。それぞれ着眼点も定めています。

1. 基本情報
2. 後見等業務1（全体）個別事例検証
3. 後見等業務2（受任直後）個別事例検証
4. 後見等業務3（継続支援）個別事例検証
5. 後見等業務4（終了事務）個別事例検証
6. 担当者支援の実際
7. 人材確保・養成の取り組み
8. 当事者の余暇活動支援
9. 法人運営
10. 法人財政
11. 新規事業（計画相談）
12. 個人情報保護
13. アンケート調査
14. 広範囲な活動
15. 全体を通じて

現行では、後見業務の監督は第一義的には家庭裁判所です。続いて、家庭裁判所が選任する後見監督人です。最近では、後見人候補者を推薦する各職能団体には、家裁から監督強化が求められているようです。家裁から監督機能を分離する議論もあります。

しかしそれだけでは不十分と思います。また、最高裁の改革案にある中核機関がどの程度の機能を果たすかはまだ未知数です。私たちは、法人後見の質の向上を目指し弁護士等による第三者評価の受審を希望しています。

この評価導入が、後見サービスの質の向上や法人の情報提供に役立ち、利用者の権利擁護に少しでも寄与することを願っています。

2019年6月18日、政府は関係閣僚会議で、認知症施策推進大綱を決定しました。その中に次の一文がありました。

○後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

いよいよ、法人後見も日の目を見る時代がやってきそうです。私たちは一層質の高い法人後見実施団体を目指します。

2019年6月

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ
評価委員会 委員長 須田 幸隆